新	旧	備考
貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準等	貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準等	
について	について	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073 最終改正 <u>平成 26 年 3 月 25 日</u> 一部改正	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073	
この規程は、企業総合保険手続細則第1条の規定により、独立 行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)と企業総 合保険特約を締結した者(特約締結者)との保険契約に適用され るものであり、企業総合保険特約書(以下「特約書」という。)附 帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。 ただし、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等のうち日本貿易 保険が定める2年未満案件「別紙1 2年未満案件の解釈等」に 適用するものとする。	この規程は、企業総合保険手続細則第1条の規定により、独立 行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)と企業総 合保険特約を締結した者(特約締結者)との保険契約に適用され るものであり、企業総合保険特約書(以下「特約書」という。)附 帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。 ただし、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等のうち日本貿易 保険が定める2年未満案件「別紙1 2年未満案件の解釈等」に 適用するものとする。	
1. 基本的引受基準 (略)	1. 基本的引受基準 (略)	
$(1) \sim (4) \qquad (略)$	$(1)\sim(4)$ (略)	
(5) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた 損失をてん補する責めに任ずる。 ① 政府開発援助契約等の1(1)及び2.については輸出契約 の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由(約款第3条 第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号 及び第13号の事由をいう。以下同じ。)及び代金回収不能の 信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危 険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。)ただし、輸 出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされてお	(5) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた 損失をてん補する責めに任ずる。 ① 「政府開発援助契約等」1 (1)及び2.については輸出契 約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由(約款第3 条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12 号及び第13号の事由をいう。以下同じ。)及び代金回収不能 の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補 危険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。)ただし、 輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされて	

する国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適

らず「海外商社名簿について」のGB格、EB格又はSB格 おらず「海外商社名簿について」のGB格、EB格又はSB に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに 格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これら 進ずる者」とみなす。 に準ずる者」とみなす。 ② 上記①以外の政府開発援助契約等については、 I L C スイ ② 上記①以外の「政府開発援助契約等」については、ILC ッチ方式、トランスファー方式(本邦内のみで決済が完了す スイッチ方式、トランスファー方式(本邦内のみで決済が完 るものに限る。) 又は当該借款等の供与機関から輸出者又は仲 了するものに限る。) 又は当該借款等の供与機関から輸出者又 介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸 は仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につ 出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約 き輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、 款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の 約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿 与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場 の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている 合に限る。 場合に限る。 (6)  $\sim$  (10) (略)  $(6) \sim (10)$ (略) (11) 次のいずれかに該当する輸出契約等は、特約書第1条の規定 及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。但 し、当該輸出契約等について、被保険者が保険契約の締結を希 望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。 ① 契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等の1 (1) 又は2. に該当する輸出契約等(決済方式にかかわらず、リ インバース方式等により決済が行われるものを含む。) 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける輸出契約等 (12) その他 (11) その他 ① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者 ① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者 が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等 が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等 について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」 について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」 (平成13年4月1日 01-制度-00042) により取り扱うこと (平成13年4月1日 01-制度-00042) により取り扱うこと とする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』 とする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』 欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は 欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は 内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」と 内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」と

する国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適

	貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準等にご	ついて・新旧対照表
新	旧	備考
用しないこととする。	用しないこととする。	
② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあっては、	② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあっては、	
「貿易一般保険運用規程」(平成 13 年4月1日 01-制度	「貿易一般保険運用規程」(平成 13 年4月1日 01-制度	
-00034) 第 15 条により取り扱うこととする。	-00034) 第 15 条により取り扱うこととする。	
③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について	③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について	
保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険	保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険	
の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00043) に	の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00043)に	
より取り扱うこととする。	より取り扱うこととする。	
2. 国別引受基準 (略)	2. 国別引受基準 (略)	
附 則 [ <u>平成 26 年 3 月 25 日</u> ] この改正は、 <u>平成 26 年 4 月 1 日</u> から実施する。		
[別紙1] ~ [別紙5] (略)	[別紙1] ~ [別紙5] (略)	
[別 表 1] ~ [別 表 2] (略)	[別 表 1]~[別 表 2] (略)	